

1 D 社は民法（以下略）474 条 2 項における「正当な利益を有する者で」ある第三者であるとして本件抵当権の被担保債務を弁済できるか。以下、検討する。することを主張する。

2 D 社と B 銀行との間には直接的な債権債務関係はないことから、D 社が行う本件抵当権の被担保債務の弁済は第三者弁済（474 条 1 項）であると言える。

第三者弁済において、債務者 A は B 銀行との関係で自らの信用がこれ以上に低下することを恐れ、自身で弁済したいという意思表示を示しているから、第三者である D 社は原則として債務者 A の意思に反して弁済をすることはできない。

3 もっとも D 社が「正当な利益を有する者で」ある第三者である場合として例外的に債務者の意思に反していても第三者弁済をすることができる。

「正当な利益」は法律上の正当な利益である。すなわち、第三者弁済を行うことによって何らかの不利な利益を免れたり、自らの権利の保全ができるような関係にあることを言う。

本件抵当権の設定と D 社の賃借権の対抗要件具備の先決関係を見ると、本件抵当権設定の方が先に行為されており、D 社は本件抵当権に対抗することができない。そうだとすれば、A が本件抵当権の被担保債務を弁済できないことにより、B 銀行から丙が競売にかけられる可能性がある。その結果 D 社は競売の買受人に賃借権を抵抗できないため、丙を賃借することができなくなる。D 社が本件抵当権の被担保債務を弁済すれば、丙の競売を回避することができ、賃借権を維持することができる。

よって D 社は「正当な利益を有する者」であると言える。

4 よって D 社は本件抵当権の被担保債務を弁済することができる。

以上

コメントの追加 [法1]: 第三者弁済が許される場合は、どのようなときでしょうか。要件をまず挙げておくと、下記の検討内容がよくわかります。

要件の提示①正当な利益②意思に反しているか
本件では、②を充足しており、①該当性が問題となる。

正当な利益・・・

コメントの追加 [2]: 474 条 1 項について書いてるのに、いきなり弁済することができないことが書かれているから、繋がりが悪い

コメントの追加 [4]: 評価に該当するから、評価に該当する根拠を書く

書式を変更: 下線

書式を変更: 下線

書式を変更: 下線

民法基礎 3 (2018)

1 D社は本件抵当権の被担保債務を弁済しようとしているが、D社はB銀行にたいして直接に債務を負っているわけではないから、本問は第三者弁済にあたるどころ、474条2項に該当するかが問題になる。

2 472条2項より、弁済をすることについて正当な利益を有する第三者は、債務者の意思に反して弁済をすることができる。本問では第三者であるD社が債務者であるAの意思に反して弁済をしようとしているため、D社が「正当な利益を有する」のか検討する。

3 474条2項は「債務者の利益を考慮した趣旨であるから」「正当な利益を有する」とは、債務の弁済につき法的利害関係のあることをいう。本問では丙についてB銀行を債権者とする第一順位の抵当権設定登記がなされており、その後にD社は丙についてAと賃貸借契約を結んでいる。そこで、AがB銀行に債務を弁済しなければ、丙に対する抵当権を根拠に競売にかけることになる。そうならば、D社は賃借権を競売の買受人に対抗することができず、賃借権を失うことになる。よって、D社は賃借権を維持する権利があることから法的利害関係があるといえる。よって、Dは「正当な利益を有する」といえる。

4 以上より、D社は本件抵当権の被担保債務を弁済することができる。

・債務者の意思に反しても要件（意思に反しており、意思に反することも債権者が知っている）→正当な利益を要するかが問題

・借地借家法 31 条？（先に行われている→評価であって、事実ではない。いついつに～まで書く）

・事実「いつ～いつ～」→そこで

・第 1 被担保債権の弁済の可否

1 問題の所在

コメントの追加 [法11]: なぜこういえるのでしょうか？

コメントの追加 [法12]: そうならば、の前に、抵当権が賃借権に主張できるのか否かが問題となるところ。

コメントの追加 [法13]: 論点に飛びつきすぎです。474条2項の要件は正当な利益以外にあるはず。

平成 30 年 民法基礎 3

(1) 本件は、借地上の建物の賃借人 D が、建物の抵当権者 B 銀行に対して、抵当権の被担保債務を弁済することができるかが問題となる。

D 社は、B 銀行に対する債務を負っていないから、D 社が行う本件抵当権の被担保債務の弁済は、第三者弁済に該当する。

(2) 事実 6 からすると、D 社が A の代わりに B に対して行おうとする弁済は、A の意思に反している。

そうすると、D 社が、第三者弁済を行うにあたり、正当な利益を有している必要がある(474条2項本文)。

D 社は、正当な利益を有していると言えるか。

(3) まず、正当な利益とは、事実上の利益ではなく、法律上の利益である。法律上の利益とは、一般的に、第三者弁済をしないと債権者から執行を受ける者や、第三者弁済をしないと債務者に対するその者の権利が価値を失ったりする者におけるものを意味する。

D 社は、A から丙建物を賃借している者である。

D 社は、賃借権を有しているが、本件抵当権の設定登記は、賃借権の前になされていることから、D 社の賃借権は、B 銀行の抵当権に対抗できない。

このとき、B 銀行が丙建物につき担保不動産競売を申し立てると、D 社は、自らの賃借権を買受人に対抗できないため、丙建物の賃借権の価値は失われることになる。

D 社は、本件抵当権の被担保債務を弁済し、丙についての担保不動産競売を回避することによって、自らの賃借権の価値を維持する利益を有しており、これは D 社が正当な利益を有しているといえる。

よって、D 社は、第三者弁済を行うにあたり、正当な利益を有しているので、本件抵当権の被担保債務を弁済することができる。

以上

コメントの追加 [法t1]: 抜き出して記載すること。

コメントの追加 [法t2]: なぜこのような理解をするのでしょうか?理由を明示すること

コメントの追加 [法t3]: 賃借権を有しているだけでは△。賃借権が対抗できるのか否か、だ問題です。

コメントの追加 [法t4]: なぜ前になされていると評価できますか?

評価する前に、事実を指摘すること。
事実の指摘⇒評価という流れを守りましょう!

コメントの追加 [法t5]: 明渡しをしないといけない、ということが問題です。

民法基礎 3 期末試験過去問

2018 年度第 2 問

A は B 銀行に対する A の借入金返還債務について遅滞に陥っている。D は B に対して当該債務を履行する義務はないところ、D が B に第三者弁済することができるのが問題となる。

A は、自ら債務を弁済したいという意向を持っており、D による B への弁済は A の意思に反している。このように債務者の意思に反して第三者が弁済する場合、第三者弁済（民法 474 条）が認められるための要件は、①弁済しようとする者が弁済するについて正当な利益を有すること、②債務者の意思に反しないこと、③その債務の性質が第三者の弁済をするさえないものではないこと又は当事者が第三者の弁済を禁止し若しくは制限する旨の意思表示をしたものではないことである。

そして、①の正当な利益を有するか否かは、第三者弁済を行うことによって何らかの義務を免れたり、自らの権利の保全ができるような関係にあるかによって判断する。

本問について見ると、この点、D が B に対して、賃借権を主張できない場合には、本件抵当権実行により、明渡しを余儀なくされてしまうことになるから、D の賃借権は B の抵当権に優先するか否かが問題となる。①について、本件抵当権が実行後に D が丙の買受人に対して丙の賃借権を対抗できなくなる場合には、D は A に代わって弁済することで自らの賃借権を保全することができ、正当な利益を有する者であるといえる。

本件についてみるに、抵当権が実行された場合に、D が買受人に賃借権を対抗できるかを検討すると、D は事実 5 において賃借した建物の引渡しを受けており、借地借家法 31 条により対抗力を有している。しかし、事実 4 において、丙には B 銀行を債権者とする抵当権が丙に設定され登記されていることから、D よりも B 銀行の方が先に対抗要件を具備している。よって、民法 177 条により、本件抵当権が実行された場合、D は B に対して賃借権を対抗することはできず、B から D に対する明渡し請求を拒むことはできない。できず、B からの丙の明渡し請求を拒むことができない。

したがって、D は正当な利益を有するといえる。D は A に代わって弁済することで自らの賃借権を保全することができ、正当な利益を有する者であるといえる。

②について、B は、A が D から第三者弁済の申し出を受けていることを了知しているが、D による第三者弁済に反対はしていない。よって、②を満たす。

③について、本件抵当権の被保全債権は金銭債権であり、性質上第三者が弁済できないものではない。また、A と B との間で第三者弁済を禁止・制限してはいない。よって、③を満たす。

以上より、D は本件抵当権の被担保債権を弁済することができる。

以上

コメントの追加 [法t1]: 規範が先に書きましょう。要件を先に書いた上で、本件において、～という事情から②は充足する。③も問題なく認められる。もっとも、～という状況から①が問題となる。

コメントの追加 [法t2]: なぜこのような要件になりますか？理由を書くこと。

コメントの追加 [法t3]: 本件では、賃借権を対抗できる事案ですか？対抗の可否によって結論変わることもありうのでは。

コメントの追加 [法t4]: なぜ先に、と評価できますか。いつ引渡しを受け、いつ登記を完了させたのか、日時を指摘しましょう。事実 5、事実 4 という指摘ではなく、事実を抜き出すこと。

コメントの追加 [法t5]: 債権者の意思ではなく、債務者の意思です

民法基礎 3 2018 年度期末試験〔設問 2〕

第 1 D 社は、本件抵当権の被担保債務(以下、本件債務という。)を弁済することができるか。

1 本件債務の債務者は A である。また、D 社は本件債務の弁済の権限を与えられていない。したがって、D 社が第三者として本件債務を弁済することができるか否かが問題となる。

2 第三者も債務の弁済をすることができる(474 条 1 項)。もっとも、弁済をするについて正当な利益を有する者でない第三者は、債務者の意思に反して弁済をすることができない(同条 2 項)。したがって、D 社が、474 条 2 項のいう「正当な利益」を有するか否かが問題となる。

(1) 正当な利益とは、法律上の正当な利益を意味し、事実上の利益は含まれない。さらに、法律上の正当な利益とは、第三者弁済を行うことによって何らかの義務を免れたり、自らの権利の保全ができるような関係にあることを意味する。

(2) 本件では、D 社は A から丙を賃貸している。よって、D 社は、A に対して丙を使用収益させる権利を有する。そして、A は本件債務につき遅滞に陥っているところ、本件抵当権が実行されれば、D 社は、A 社に対する丙を使用収益させる権利を行使できなくなる。よって、D 社は、本件債務につき第三者弁済を行うことによって、A に対して丙を使用収益させる権利を保全することができる関係にあるといえる。

(3) よって、D 社は、474 条 2 項のいう「正当な利益」を有するといえる。

3 また、本件債務は金銭債務であるから、「第三者の弁済を許さない」債務であるとはいえず、さらに、AB 間で「第三者の弁済を禁止し、若しくは制限する旨の意思表示」もなされていないから、474 条 2 項を適用できる(474 条 4 項)。

4 以上より、D 社は第三者として、本件債務を弁済することができる。

以上